

令和3年8月25日

第2回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第2回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和3年8月25日(水) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農地利用変更届について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 8 号 令和2年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 徳 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

22 番 田之上 洋	31 番 小 村 亮 太
------------	--------------

1 小委員長

1 4 番 奥 村 祐 樹

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

農地総務係主査

東 川 善 久

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事補

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室長

嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)

人・農地プラン推進室主幹兼推進係長

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第2回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「5番委員」と「6番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は9件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	8番と9番について、売買金額が非常に安いですが、何か特別な理由

	があるのですか。
3 番委員	金額については、当事者で決めたことであろうと思いますが、この金額は相場ではないと思います。
1 4 番委員	この場所は、機械も行きづらい作業効率の悪い場所ではあります。
議長	暫時休憩します。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。
委員	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
委員	議案第 1 号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の 6 ページから 13 ページまでの 24 件で、うち新規が 20 件、再設定が 4 件となっています。
	また、農地中間管理機構への貸付分 2 件と農地中間管理機構からの借受分 3 件は重複しています。
	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、13 ページの総合計は 48 筆、48,388 m ² 、農地中間管理事業の重複分を除くと、43 筆、42,972 m ² となっています。
	今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番から 3 番についてご審議願います。

事務局	この1番から3番については、新規就農者1名に関する案件で、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、委員改選後初の報告でもありますので、担当委員による報告とはせず、事務局からの報告に変えて進行いたします。 それでは、事務局に報告を求めます。 それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。 申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。 また、営農計画書については、資料の1ページに掲載していますので、併せてご覧ください。 1番から3番につきまして、18番委員と37番委員に調査を行っていただきました。 申請人は、10年ほど前から農業に従事しておりましたが、今回の利用権設定で初めて3,000㎡を超えるため、このたび新規就農者となりました。 農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術、機械の操作については、既に営農しているため問題はありません。 作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。 栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウ、ソラマメを中心に販売高200万円を目指しています。 以上、報告いたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
委員	議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
議長	「異議なし」の声あり。
	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、利用権設定分の4番から13ページ24番までは、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	まず、7番の金額が高いように思いますが、理由があれば教えてください。

	さい。 次に、１４番の備考欄に解除条件付となっていますが、何の解除条件なのか教えてください。 最後に、１６番、１７番、１８番が使用貸借となっている理由を教えてください。
事務局	まず、７番については本人に確認しましたが、当事者の話し合いで決めたとのことで、特に理由があるわけではありません。 １４番は、借人の法人が農地所有適格法人ではないため、解除条件付の貸借になっています。
議長	暫時休憩します。 （休憩） 休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局	１６番は親戚間、１７番は親子間での貸借で、使用貸借となっています。 １８番については、この申請者間で既に貸借している畑を一筆の畑として貸借していたところ、実際は２筆に分かれていることが分かり、今回、残り１筆分の利用権設定を行うものですが、賃借料については、もともと２筆を１筆の畑として賃借料を決めていましたので、今回の賃借料については、既に貸借している分に含めるとのことで、今回の分については使用貸借にしているとのことです。
１５番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の４番から２４番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の４番から２４番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	８月１０日、転用調査時に私と２２番、３１番委員と事務局３名の計６名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受

	人も意欲的に営農に取り組んでおります。
	1 番， 2 番ともに売買による申請でございます。
	いずれの申請地も，面的にまとまった農地を分断するようなこともなく，周辺への影響もないと思われます。
	以上の案件に係る，農地法第 3 条第 2 項の各号の判断につきましては，別添の農地法第 3 条調書のとおりでございますが，全ての案件について，前述の各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
	最後に農地法第 3 条調書，位置図，字図につきましても，資料の 2 ページから 7 ページに添付していますので，ご参照いただきまして，ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは，議案第 2 号についてご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
7 番委員	1 番の譲受人が 8 3 歳と高齢ですが，現在の経営状況を教えてください。
事務局	1 番の■■■■さんは，マンゴーのほかにオクラ等を栽培しているようです。高齢ではありますが，現在も元気に耕作しています。
7 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 2 号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第 2 号については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち，用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても，同メンバーで現地調査を行いましたので，ご報告いたします。
	番号 1 番ですが，申請人，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は堆肥舎です。
	資料の 8 ページをお開きください。

	申請地は、 から南東へ830m行った農用地区域内農地で、南は畑、それ以外は農道に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 事業計画者は、畜産業を営んでおり、堆肥施設の容量不足のため、既存施設に近い申請地に堆肥舎を建設する計画であります。 代替地についても、何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出について、ご審議願います。
3番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 緩衝地が10mとありますが、四方のどの方向が10mなのか教えてください。
事務局	(黒板に配置図を記載して説明) 北側、南側、東側に10mの緩衝地を設けるようになっています。
3番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示

しのとおりです。事業目的は携帯電話無線基地局です。

資料の9ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ400m行った農用地区域内農地で、周囲はすべて畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、国の認可を受けている認定電気通信事業者による転用事業であることから、転用許可不要の案件に該当します。

事業計画者は、大手通信業者で今回、[REDACTED]地区周辺の携帯電話のサービスエリアを確保するために、申請地の一部を賃貸借し、無線基地局を整備する計画です。

計画の概要は、敷地内に電波塔を設置するものであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は資材置場です。

資料の3ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ700m行った農用地区域内農地で、東と北は田、西は田及び宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、ボーリング関連の事業を営んでおり、申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち除外申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号のうち除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長

委員
議長

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、宅地の拡張です。

資料の10ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ90m行った農地で、東は市道、西と南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、住宅の増築を行った際、隣接地との境界の錯誤に気付き、改めて申請地を譲り受け、転用手続きを行うもので、今回始末書が添付されています。

なお、拡張後の宅地の全体面積は約383㎡になります。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済みであり、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の3ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ290m行った農地で、東は雑種地及び田、西は市道、南は宅地、北は雑種地及び市道に接しています。

農地区分、許可事項については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、営農への

影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、貸駐車場及び診療用プレハブ棟です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ250m行った農地で、東と西は畑、南は里道、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、自己が経営する整骨院への貸駐車場と診療所として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、共同住宅です。

資料の12ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ150m行った農地で、東と北は公衆用道路、西は公衆用道路及び宅地、南は畑及び雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、ガス関連の事業を営む法人ですが、申請地を取得し、共同住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済みです。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ170m行った農地で、西は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、義父より申請地を使用貸

借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地への土砂流出を防ぐブロックを設置済みであり、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ100m行った農地で、南は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、西側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、隣接地にアパートを所有しており、申請地を取得し、アパートの住民向けに駐車場を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料は同じく14ページです。

申請地は、[REDACTED]から南東へ100m行った農地で、西は宅地及び公衆用道路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、西側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

5番について、使用貸借となっていますので、譲渡人と譲受人の関係

議長

7番委員

事務局	と使用貸借の期間を教えてください。 譲渡人は、譲受人の義父です。貸借期間は、許可後永久としています。
7 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 4 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 5 号農地利用変更届についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号 1 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の 1 5 ページをお開きください。 申請地は、 から東へ 5 3 0 m 行った農地で、東と北は雑種地、西は宅地、南は市道に接しています。 申請地は、隣接地より低いことから、今回 5 0 c m ほど盛土を行い、隣接地との高低差を解消し、排水の改善を行うものです。 なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。 次に、番号 2 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の 1 6 ページをお開きください。 申請地は、 から北西へ 1 8 0 m 行った農地で、東と西は市道、南は畑、北は畑及び市道に接しています。 申請地は、同一地内で 4 m ほどの高低差があり、一部が耕作できない状態であることから、高低差を解消し、一体利用しようとするものです。 なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響

	は特に認められないと判断いたします。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第5号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	2番について、4m削土するとなるとかなりの量になると思います。 南と北は畑に接しているとのことですが、隣接地への雨水等の影響は大丈夫でしょうか。それと、備考欄に一部削土とありますが、どれ位の面積でしょうか。
事務局	雨水等についてですが、一筆の一部を削土し、現在耕作している部分と同じ高さにするもので、現在の耕作部分の排水も隣接地には流入しないように対策されていますので、削土することによって雨水等が隣接地へ流入することは想定されていません。 削土する面積については、この土地の3分の1程度ということですが、北側が市道に接しており、法面の確保も必要ですので、新たに耕作できるようになる面積は3分の1も無いような状況です。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の20ページをお開きください。 議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出7件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、資料の17ページから37ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は23ページに

	なります。 今月は、借受申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 議案書の20ページをお開きください。 番号1は25番委員と6番委員。 番号2は25番委員と6番委員。 番号3は34番委員と15番委員。 番号4は2番委員と20番委員。 番号5は32番委員と13番委員。 番号6は38番委員と19番委員。 番号7は26番委員と7番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1は29番委員と10番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 なお、借受申出につきましては、 地区の委員をお願いしておりますが、 地区も希望していますので、両地区の委員で協力して行ってください。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
3番委員	今回、新たな委員も多数おりますので、あっせんの基準を改めて教えてください。
事務局	8月2日にお配りした資料の9ページに関連する内容が記載されていますので、お目通しいただきたいと思います。 なお、ご質問等がある委員は、事務局に聞いて下されば個別に対応いたします。
3番委員	委員の方でも農地が欲しいという方がいると思いますが、一般の方から委員は優先的に農地を取得している、という疑念を持たれないように

事務局	委員の方でも買受，借受申出をするようお願いしたいと思います。 優先順位等を遵守して，あっせん活動を行っていただきますようよろしく願いいたします。
3 1 番委員	優先順位が同等の方が複数いる場合，あっせんの方法はどのようにすれば良いでしょうか。
4 番委員 事務局	そのような場合は，入札の方法で良いのではないのでしょうか。 最終的にはそのような方法になろうかと思いますが，あっせん活動については，売り手の希望もあると思います。
議長	地域の相場や土地の形状なども考慮しながら，買い手とのすり合わせをしていただきたいと思います。
1 5 番委員	あっせんに関しては，情報収集が大事です。申出者，希望者とよく話し合って進めてください。
議長 委員 議長	あっせん申出があったときは，連絡が取れないと話も進みませんので，必ず携帯電話番号も聞いてほしいと思います。 他にございませんか。 「なし」の声あり。
委員 議長	それでは，事務局案が発表されましたが，それぞれ各委員はよろしいでしょうか。 (各委員了解あり)
事務局	それでは，議案第 6 号は原案のとおり承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。 次に，議案第 7 号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第 7 号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は 2 4 ページから 2 7 ページになります。 今回の対象地域は，池田堀切園，大迫地区周辺になります。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 なお，3 4 番と 4 8 番の送付先については，名義人の死亡が確認されたため相続関係者へ送付いたします。 今回の非農地判断につきましては，農地法第 3 0 条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について，農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため，先月，事務局で現地確認の再調査を行いました。

議長

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、52筆、28,651㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号令和2年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案書は28ページから31ページになります。

本案件は、国土調査法に基づく地籍調査の令和2年度分が完成したことに伴い、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼があったものです。

地籍調査の地目については、原則的に土地の現況及び主たる目的により、地目を設定することとなっており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。

しかし、登記簿上の地目を、農地から農地以外へ、農地以外から農地へ設定するなど、農地に係る地目変更は、農業委員会への確認が必要とされております。

なお、今回の調査区域については、28ページの区域図のとおりです。

確認が必要な土地は、56筆、登記面積約2haとなっております。

そのうち、畑から宅地に変わるものが17筆、それ以外に変わるもの

	が14筆、宅地から畑に変わるものが23筆となっております。 また、畑の2筆は、現況が市道等の一部となっていることから、現地確認不能となっております。 詳細については、議案書の31ページから32ページの一覧をご参照ください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第8号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号令和2年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。32ページをご覧ください。 その他（議案書32ページを参照して説明） 1. 一時使用届出について 2. 8月の行事報告 3. 9月の行事予定等 4. その他 （1）農業者年金加入推進部長の推薦について 他にございませんか。
議長	「なし」の声あり。
委員	
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第2回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時20分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員5番委員

議事録署名委員6番委員